

第7

予備的調査

1 予備的調査制度の概要

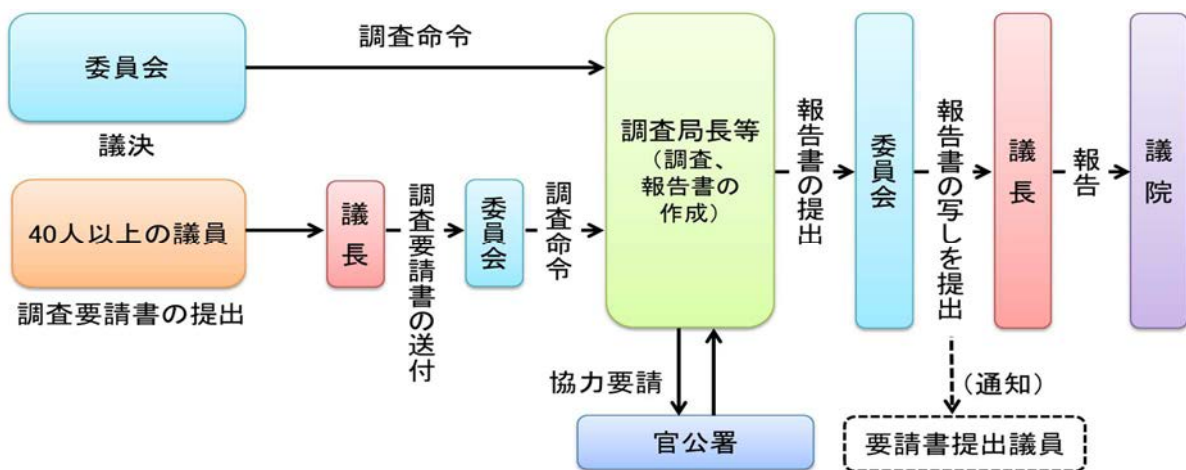
「予備的調査」とは、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長（以下「調査局長等」という。）に命じて行わせるものであり、平成10年から実施されている。

予備的調査制度の仕組みと手続の概要は次のとおりである。

- ① 予備的調査の命令には、委員会が自らの意思により議決を行い命令を発する場合と、40人以上の議員からの要請に基づき命令を発する場合の2通りがある。
- ② 40人以上の議員が予備的調査の要請を行う場合は、代表提出者が押印した所定様式の要請書を議長に提出する。
- ③ 議長は、議院運営委員会に諮り、適當の委員会にこの要請書を送付する。
- ④ 要請書の送付を受けた委員会は、当該要請が国民の基本的な人権を不当に侵害するおそれがないこと及び刑事訴追中の事件でないことを確認した後、調査局長等に対して予備的調査の命令を発する。
- ⑤ 命令を受けた調査局長等は、議院事務局法等により、予備的調査に関して、官公署に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- ⑥ 調査局長等は、調査の結果を記載した報告書を委員会に提出し、報告書の提出を受けた委員長は、議長に報告書の写しを提出する。
- ⑦ 議長は、当該委員長から報告書の写しの提出を受けた旨を議院に報告する。

なお、これまでの予備的調査の件数は、委員会の議決に基づくもの2件、40人以上の議員からの要請に基づくもの49件となっている。

(予備的調査の流れ)



2 令和2年における予備的調査の概要等

令和2年に実施された予備的調査の概要は、次のとおりである。

(1) 森友学園問題に係る財務省による文書改ざん等に関する予備的調査（川内博史君外127名提出、令和2年衆予調第1号）

（主な調査事項）

森友学園に係る財務省による文書改ざん等につき、

ア 元近畿財務局管財部上席国有財産管理官の手記の内容と財務省「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」（平成30年6月4日公表）の内容との対応関係に係る次の事項について、具体的に示している記録等関連資料

（ア） 元財務省理財局長の文書改ざんの指示の有無について

（イ） 応接録の破棄について

（ウ） 元近畿財務局管財部長の対応について

（エ） 元近畿財務局長の発言について

（オ） 会計検査院対応に関連した情報管理と国会答弁について

イ 元近畿財務局管財部上席国有財産管理官が作成していたとされるファイル

(2) 自衛隊員の再就職状況に関する予備的調査（安住淳君外126名提出、令和2年衆予調第2号）

（主な調査事項）

平成27年10月1日から令和元年12月31日までの間における、調査対象者である自衛隊員の再就職者のうち、その再就職先が営利企業であるものにつき、当該再就職先における地位について、「営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるもの」への該当・非該当の別

[参考] 令和2年における予備的調査一覧（2件）

	件名	要請者	提出日	送付日 (送付委員会)	命令日	報告書 提出日
1	森友学園問題に係る財務省による文書改ざん等に関する予備的調査	川内博史君 外127名	令和 2. 4. 14	4. 16 (財務金融)	4. 20	11. 9
2	自衛隊員の再就職状況に関する予備的調査	安住 淳君 外126名	令和 2. 4. 21	4. 22 (安全保障)	4. 23	10. 16